

●地域の経営資源を継承する 農業生産法人をサポート

農業の担い手が不足していることはどの地域でも共通した課題です。一方、農業経営に失敗して農地を手放さなければならぬ農業者もいます。このような農業者の方は、実は農業経営こそうまくいかなかったが、いまだ優秀な農業技術と農業に対する情熱を持っている貴重な人材でもあります。このような方を、単純に農業外に出してしまうのは余りにも、もったいないことではないでしょうか。

そこで、市町村やJAに「協力いただき、こういった担い手を〈経営資源継承法人〉として再建し、地域農業の維持発展を果たす道が拓かれました。

地域において育成すべき担い手の明確化、その経営発展の方向等を内容とする「地域農業構造改革計画」を策定し、これに即して地域農業の構造改革を推進するための支援措置を重点的に実施することにより、望ましい農業構造の実現を図る「地域農業構造改革緊急対策推進事業」が、平成十四年度から新たに実施されることになりました。

この地域農業構造改革計画の中では地域の実態に応じた「構造改革の方向」を示すこととなっていますが、その一つの方向として地域の農用地等の経営資源を継承する農業生産法人（経営資源継承法人）

を明確にし、その育成を図ることが想定されています。

では、今号と次号二回に分けてこの仕組みをご説明しましょう。

はじめに、〈経営資源継承法人〉の育成に係る事業である二つの事業

「地域農業構造改革緊急対策推進事業」
「農業法人等育成支援事業」
について説明します。

地域農業構造改革 緊急対策推進事業

本事業は、地域において育成すべき担い手農業者を明確にし、「地域農業構造改革計画」を策定し、これに即して地域農業の構造改革を推進するための支援措置を重点的に実施するものです。

具体的には、市町村は、地域農業の構造改革に取り組み地区を選定し、当該地区においてアンケート調査や集落座談会等を実施し、その結果に基づき「地域農業構造改革計画」を策定します。当該計画について市町村の決定を受け、当該地区に対して農地流動化や農業法人の育成を図るための支援措置を重点的に実施します。

この「地域農業構造改革計画」の「構造改革の方向」には、「担い手を明確化し農用地を集積」とか「専業農家や兼業農家が分担して集落ぐるみで農業を発展」等の他に「地区内の農用地等の農業経営資源を継承する法人を明確にしその育成を図る」という方向も示すことができます。この方向に沿って、農業経営資源の継承を円滑に進めようというのが〈経営資源継承法人〉の育成です。

農業法人等 育成支援事業

平成十四年度から、「地域農業構造改革計画」に即して新たに農業法人を設立したり、既存の農業法人や特定農業法人等の経営発展を図ること等により当該地区の地域の農業の構造改革を推進しようとする地区を対象として、市町村またはJAの活動や「地域農業構造改革計画」において位置づけされた農業法人等が行う活動への支援措置が講じられました。

具体的には、農業法人の、

- ① 具体的な活動内容の検討による「活動プログラム」の策定、地域の合意形成を図る体制整備促進活動
- ② 経営管理能力の向上、マーケティング・ノウハウの向上等を図るための研修活動
- ③ 付加価値の向上、特産品・企画商品の開発等により経営の安定・所得の向上を図るための活動

などを支援するものです。

また、「地域農業構造改革計画」に位置づけられた法人の設立を促進するため、当該法人の設立に係る手続きの委託料の助成も措置されています。

この他、この法人に対し機械施設の整備、小規模基盤整備、加工処理施設等の整備について助成を行う「地域農業構造改革モデル事業」も用意されています。

法人協会ニュース

■米政策改革大綱が決まりました

農林水産省は、来年度以降の米政策について「米政策改革大綱」を決定しました。大綱では、米づくりの本来あるべき姿へのステップとして、平成15年度を周知期間とし、16年度から地域水田農業のビジョンを策定、実現目標年次を平成22年度としました。

具体的施策は、

- ① 平成20年度に農業者・農業団体が主役となる需給調整システムを構築する。
 - ② 平成16年度からの当面の需給調整は、生産数量配分にし、豊作による過剰米は、「過剰米短期融資制度」を創設する。
 - ③ 助成措置については、全国一律方式を転換。地域の多様な取り組みを支援する「産地づくり推進交付金」を創設する。
 - ④ 流通制度については、計画米、計画外米の区別を無くすなど、実勢に即した価格形成が行われるよう環境整備を行う。
- などです。

大綱の本文、詳しい資料についての問い合わせは、法人協会事務局にご連絡下さい。

「AgriBusiness 経営塾」126号
2002年12月5日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001



Tel : 03-5156-0365
Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : http://www.hojin.or.jp